

## 外国人労働者を雇用する際の留意点

Q 外国人を雇用する際に、どのような点に気をつければよいでしょうか。

A 求人の際に、外国人のみを対象とすることや特定の国籍を条件として求人の募集をすることはできません。

日本国内に在留する外国人は、入国の際に与えられた在留資格の範囲内で定められた在留期間に限り在留活動が認められています。

従いまして、雇用をする前には、これらの確認が必要となります。

また、留学生をアルバイトで雇用する場合には、当該留学生が資格外活動許可を受けていることが必要で、一週間の労働時間も 28 時間以内と定められています。

次に、事業主は外国人労働者の雇入れ・離職の際には、その者の氏名、在留資格、在留期間等をハローワークに届出する必要があります。ここで避けて通れないのが、社会保険（健康保険、厚生年金）と雇用保険の適用の問題です。外国人も日本人と同様に労働条件によっては両保険の適用となります。外国人の中には年金保険は掛け捨てになると誤解し、保険料の自己負担を嫌がり加入したがらない人もいますが、任意加入ではありませんので加入手続きが必要となります。

なお、外国人が厚生年金等の資格喪失時にすべての条件に該当することで請求できる脱退一時金や、雇用保険にも失業の認定を受けることで、失業給付が支給される制度があります。

今後、ますます外国人労働者が増えてくる中で、事業主の負担も大きくなることが予想されます。どうぞ東京食品福祉厚生事業団までお気軽にご相談ください。